

震災復興都市計画のあり方と現実

竹山清明

スムースには進みにくい被災

地の都市計画事業の現況

震災後に大きな社会問題となつた都市計画・事業計画決定などがなされた地区的現況は、どうなつてゐるのであろうか。周知のように、阪神・淡路大震災後の三月一七日およびその後に、被災地の多くの地区に、住民の意向を適切に問うことなく、行政主導の都市計画決定・事業計画決定がなされた。その概要是以下

- (1)市または公団施行の土地区画整理事業地区が一地区(二五六四ha)。
- (2)市街地再開発事業(二種)地区が六地区(三八ha)。
- (3)その他に三月三一日に街路事業の事業計画決定が西須磨地区など。
- (4)住民が自主的に事業化を進めている

組合施行による土地区画整理事業地区が二地区(二1ha)

(5)都市計画事業地区よりもやや大きい地区として指定された、震災復興促進地区(神戸市の被災市外地区の大部分六四〇ha)

では優良建築物等で共同化の誘導が行われている。神戸市以外の自治体も遅れて同様の措置を講じた。また、上記の二つの地区以外の地区は、行政による法的規制や誘導・支援はない。促進地区も、それ以外の地区も、全体として支援は薄く、都市計画事業地区と対比して「白地地域」と呼ばれている。

震災から二年半以上経過した現在、以上のような方針で動き出した都市計画事業などの進行状況を概観してみたい。

- (1)公共施行の区画整理は、住民の反対が強かつた森南地区および芦屋西部地区を除く九地区で事業計画決定が済んでいる。仮換地指定開始まで進んでいるのは

四地区及び一地区の一部である。

(2)再開発は、四地区及び二地区の一部

で事業計画が決定された。三地区及び一地区の一部で管理処分計画が決定された。

(3)行政による強引な事業進行に強い異議申し立てを続いている西宮市森具

地区、芦屋市中央地区の三地区に分類できる。

神戸市灘以西の地区では、

(1)事業計画決定にいたつて、鷹取東

(第一)、六甲道西、松本、新長田、六甲道北、御菅西地区

(2)討議を続けて、鷹取東、御船、鷹

取東(第二)の地区

などに分類できる。

西の両方の地区とも、区画整理事業を動かしたい現実と捉えており、東灘区

以東のようにまちづくりの基本ビジョンと区画整理事業の矛盾を深く追求していくという方向性は弱い。行政に対して比較的厳しい対応をしているのは鷹取東、

御菅東、千歳の地区ぐらいである。

東地区では、行政の強引な都市計画決

- (1)復興まちづくりとして着実な展開を
- (2)行政との「がっぷり四つ」と言える正面からの対抗状況にある西宮市北
- (3)その他に三月三一日に街路事業の事業計画決定が西須磨地区など。
- (4)住民が自主的に事業化を進めている

表1 兵庫住宅復興3カ年計画

	合計	公的住宅		民間住宅
		うち公営住宅		
計画戸数	125,000戸	80,500戸	38,600戸	44,500戸
発注戸数	127,000戸	53,000戸	30,000戸	74,000戸
	(102%)	(66%)	(78%)	(166%)
完成戸数	71,000戸	13,000戸	6,000戸	58,000戸
	(57%)	(16%)	(16%)	(130%)

表2 被災と96/12着工戸数

	全壊全焼 世帯数(A)	96/12着工 戸数(B)	住宅復興率 (B/A*100%)
神戸	117,014	85,694	73
東灘	25,759	18,058	70
灘	21,496	13,481	63
兵庫	18,520	8,124	44
長田	24,824	8,750	35
須磨	12,005	7,039	59
垂水	1,377	5,369	390
北	376	5,549	1476
中央	12,171	9,460	78
西	486	9,864	2030
尼崎	10,982	18,195	166
明石	4,239	11,198	264
西宮	34,299	34,025	99
芦屋	7,604	6,391	84
伊丹	2,433	8,522	350
宝塚	5,537	9,969	180
洲本	17	1,043	6135
計	182,125	175,037	96

次に、都市計画などのまちづくりと大きな関連がある、住宅復興の状況を概観してみたい。「兵庫住宅復興3カ年計画」(表1)の進行は、一九九七年一月末現在で発注ベースの総合計では一二万七〇〇戸(計画に対する達成率一〇二%)、公的住宅は五万三〇〇戸(同六六%)、そのうち公営住宅は三万戸(七八%)、民間住宅は七万四〇〇戸(同一六六%)とあり、兵庫県は順調に復興が進んでいると評価している。

しかし、住宅着工統計による戸数ペース(表2)の復興はまだまだという状況である。全壊全焼世帯数を分母とする着工戸数の割合を住宅復興率と名づけると、神戸・尼崎・明石・西宮・芦屋・伊丹・宝塚・洲本の八市の全体のそれは九六%となる。西宮では住宅復興率九九%に達しておりほぼ復興が終わつたと考えられそうである。しかし、うち七割は経営・事業を目的として被災者以外の世帯も対象とした貸家住宅と分譲住宅である(表3)。関西学院大学教授の長岡豊氏によると被災世帯は約六〇%が一戸建て持家に住んでいたということで、そのままその数字を用いれば三三%約一万二〇〇戸の戸建て持家の復興が西宮でもできていない状況にあり、数字上の一〇〇%近いデータと異なり、真の復興にはほど遠い状況であることが解る。被災八市全

定が基本的に間違つていたことが解る。西地区では、行政の力が強大なこともあり、事業は比較的順調に進行しているよう見える。しかし基本的には矛盾を抱えたままの事業化であり、今後さまざま問題が吹き出す可能性は高い。

再開発については、六地区三八haと広大な地域であるが、さまざまな問題点がある。

(1)もといた人が戻れる可能性が極めて低い。零細商業者や小規模住宅居住者が多かったこと、建物が倒壊または焼失しており建物の補償金がないこと、借家人にはほとんど補償金が出ないことなどが、その原因である。

(2)商業床を中心にオーバーフロア⁽³⁾であり事業が成立するか極めて疑わしい。特

遅れる住宅復興

三月一七日に都市計画決定を行なう、住民と十分な協議を行い納得を得たうえで八月に都市計画決定を行なった地区が最もスムーズかつ速やかに事業が進行しており、三月一七日に決定を起こした地区ではさまざまな大きい障害があり事業の進行がままならないことを見ると、三月一七日の強引な都市計画決

てている。三月一七日に都市計画決定を行なう、住民と十分な協議を行い納得を得たうえで八月に都市計画決定を行なった地区が最もスムーズかつ速やかに事業が進行しており、三月一七日に決定を起こした地区ではさまざまな大きい障害があり事業の進行がままならないことを見ると、三月一七日の強引な都市計画決

に区域の広い新長田駅南地区では計画段階で約二七〇〇億円の事業費が予定されているが、さらに増額が予想され、不採算部分は市税の負担で維持をしなければならず、市の財政上大きな問題となる可能性が高い。行政の担当部局の中でも、事業が成立しないであろうことは周知の事実になっているようである。しかし市の官僚レベルでは走り出した事業をストップすることができず、外部の力で事業の進行が止められることを待ち望んでいるという声もある。以上のようなことが、事業の速やかなスムーズな進行は難しいと考えられる。

(1)もといた人が戻れる可能性が極めて低い。零細商業者や小規模住宅居住者が多かったこと、建物が倒壊または焼失しており建物の補償金がないこと、借家人にはほとんど補償金が出ないことなどが、その原因である。

(2)商業床を中心にオーバーフロア⁽³⁾であり事業が成立するか極めて疑わしい。特

体で見ても持家住宅の復興は二八%四万八二七二戸（表4）であり、從前戸建て持家住宅を六〇%と想定すると、あと三三%約五万五〇〇戸が再建できていな

いことになる。

神戸市内でも、住宅復興率は低く七三

%であるが、特に長田区三五%、兵庫区四四%など西部が特に遅れている。長田区における公営住宅の建設予定戸数も少なく、約六〇〇戸であり、被災住宅戸数に較べ大幅に少ない。

公営住宅でみれば兵庫県の計画は三万八六〇〇戸であるが、これまでの約一万四〇〇戸の募集に対し応募世帯は延べ八万一〇〇〇戸を越えており、供給戸数の不足は明らかである。特に被災地に近い住宅では応募率が一〇〇倍を越えていいるという状況である。⁽⁵⁾現状は被災地外での供給が多いが、実際には被災地内での

公営住宅の要求が強く、被災地内における大量供給が最重要の課題となつている。

インフラ整備を重点にし住宅

復興は二の次の復興予算

次に、緊急復興三ヵ年計画の現況を簡単に眺め、復興都市計画事業の意味を考えてみたい。同三ヵ年計画による復興予算から見た行政の重点は、次の通りである。

復興のためのインフラ整備の予算は五兆七〇〇億円で、現在の進捗率は七九%となっている（表5）。またインフラ整備の内容は以下の通りである。

- (1)阪神高速道路の復旧
- (2)多元多重交通
- (3)神戸港の港湾機能の強化

(4)被災市街地における土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進

これに對して、恒久住宅復興予算は九

四〇〇億円弱でしかない（表6）。一方、

長岡豊氏の推計を用いると、住宅被害は約四兆四〇〇億円となる。これに対

し、恒久住宅復興予算は、この数字を信

頼すれば、住宅被害総額との対比で二一

約四兆四〇〇億円となる。これに対

し、恒久住宅復興予算は、この数字を信

%、インフラ整備費の一六%、にすぎないわずかな額である。

このような、復興予算のつき方を見て

も、神戸・阪神間の復興は、港湾、幹線道路の通過拠点として、すなわち産業流

通の結節点としての復興に最大の重点が置かれていることは明らかである。被災者

の復興施策の重点は、五兆円を越える

インフラ整備にはるか及ばない、一兆円

に満たない住宅予算であり、三万人を越える仮設住宅居住者が放置されているこ

とを見ても、世論に押された最低限のことしか実行されていないことが解る。

白地地域では、復興可能な人は既に自力再建などを果たしているが、都市計画事業区域では自力再建が可能な人も、それを果たしている人は数少ない。都市計画事業が人々の早期の復興の足を引っ張っている側面もぬぐえない。

表5 緊急復興3ヵ年計画（平成9年2月）

区分	インフラ	住宅	産業
計画目標	57,000億円 (予算ベース)	125,000戸 (発注ベース)	100.00% (純生産ベース 復興指標)
進捗状況	45,300億円 (79%)	127,000戸 (102%)	95.00%
残事業	11,700億円	—	—

一九九五年三月一七日の都市計画決定は地元自治体にも大きい責任

次に、このような復興の遅滞の出発点であり、非民主的であったと大方の意見が一致する三月一七日の都市計画決定が、どのように進められ、それをめぐつてどのような論陣が張られているかを、現時点で、都市計画決定を擁護する論者

表6 住宅復興に関する公的支援

主な公的支援	経費(億円)
災害復興公営住宅建設費	8,424
持家再建者への利子補給等	730
民間賃貸住宅賃負担軽減事業	213
計	9,367

の高い都市計画事業に自主的に取り組んだことになる。「国に強制されやむを得なかつた」という自治体側の意見とは真っ向から対立する内容であり、これが事実であるとすれば、自治体側の姿勢がさらに厳しく問わなければならない。

国に主たる責任があるとする従来の論を取るとしても、三月一七日に都市計画決定を行わず、地元合意を取り付けた後

に決定を行い、かつ事業進行のスピードがきわめて速い尼崎市築地地区の例を見ても、三月一七日に都市計画決定を強行したその他の自治体の姿勢は、非常に問題が多い。

まず、誰があのよき計画を主導的に決定したかという問題である。マスコミもこの問題に注目し、テレビなどの特集も行われたが、眞実は闇の中である。これまででは、自治体側が国に、復興予算を条件に押し切られたとの見解が一般的であつた。

次に、法律の内容及び運用面から三月一七日都市計画決定を考えてみたい。まず、この決定は、法律の運用面から見て、手続き的に非民主的で法の縦貫の要件を欠いていたと考えられる。実際に、多くの住民が被災により各地に避難してしまった。

しかし、最近の情報では、「三月一七日の都市計画決定は、地元自治体が事業手法を定めて取り組んでいるため、特別措置法を適用するにいたらなかつた」という主旨を、当時建設省側の主要人物として関わった溜水兵庫県副知事が述べている。⁽⁶⁾すなわち、この言葉を信じれば、被災自治体は、国に強制されるまでもなく、被災住民の復興とは矛盾する可能性

提出や住民の反対意見表示が行われた。しかし、不十分な縦貫手続きと多数の反対の声を、適切に反映せずに都市計画決定が行われた。このような決定を行う都市計画審議会の姿勢は問題であった。これは運用の欠陥であるとともに、それを許す都市計画法そのものの欠陥であると考えられる。

このよき事態に対し、知事や神戸市長は都市計画決定の二段階方式をとった。都市計画決定への住民の大きい反対により、当初の計画決定の変更がありうることを、知事や市長は言明せざるをえなかつた。この二段階とは、第一段階では、事業区域の指定と幹線道路などの決定のみで、細かい計画決定や協議による計画決定の変更は、第二段階で行うという方式である。

特別措置法は恣意的に使われた

逆に、第一九条の被災市街地復興推進地域内における第二種市街地再開発事業の制限緩和の条項については、行政はそのままこれを取り入れ事業化を進めている。この制限緩和の主なものは、規模要件のほか、(a)建築物の密集により「災害の発生のおそれが著しく、又は環境が不良であること」または(b)「当該区域内に……大規模な火災等が発生した場合における公衆の避難の用に供する公園……その他……公共施設を早急に整備する必要があり、かつ、当該公共施設の整備とあわせて当該区域内の建築物及び建築敷地の整備を二個的に行うことが合理的であること」である。第二種再開発は他の再開発方式より強権的な事業手法であ

区画整理事業については、特別措置法一七条で、公営住宅や福祉施設などのための保留地を確保することができる。神戸市須磨区千歳地区など住民の運動の強度が予定されているが、運動が弱い地区ではそのよき施策の実行は期待しにくい状況である。この条項を活用すれば、被災地内での供給の少なさが問題になつてはいる長田区などで公営住宅供給の問題が、ある程度改善されるはずであり、この条項の具体化がひとつ的重要な課題であるとも言えようが、行政にはそのよき姿勢は乏しい。

被災後に被災市街地復興特別措置法(以下、特別措置法。九五年二月二六日施行)が制定された。しかし行政は、特別措置法による二年間の建築制限に基づくまちづくり合意の形成の手法を用いず、建築基準法による二ヶ月の建築制限の範囲内で、性急かつ非民主的な都市計画決定を容認することになった。

被災直後の厳しい状況であるにもかかわらず、三五六五件もの多くの意見書の

り、その実施にあたっては、公共的必要性が高く、地域住民にとつても納得がいく理由がなければならないため、このようないかで、再開発法の原則に比して、安易かつ恣意的に二種再開発の導入が決定された。

同じ特別措置法であっても、行政は、住民に有利に働く部分はその表現をサポートし、産業復興・大企業のための利潤追求など、行政の望む事業進行に有効な部分は、効果的に利用するという、恣意的な法の運用をしていると言わざるをえない。

この再開発については、都市再開発法成立時の付帯決議が生かされていない問題もある。付帯決議には

- (1)住宅は国民生活の実態に応じて利用できるものにする
- (2)権利を失う零細な居住者の補償について十分に配慮すること

と記されている。被災地の再開発では特にこの点が重視される必要があると考えるが、実際には、この付帯決議は生かされずに事業が進行しているようである。

三月一七日都市計画決定擁護論の矛盾

次に、三月一七日都市計画決定やそれに基づく事業進行を擁護する意見を取り上げ、それについて反論を行う形で、この問題および関連する事項についてさらにお検討を加えたい。前神戸市市長室参事で現甲南大学経済学部教授の高寄昇三氏は、三月一七日都市計画決定を、やむをえぬこととして、行政が決定を急いだ理由を以下のように分析している。⁽²⁾

第一は「都市計画法に定める実質的手続要件を充足し、かつ、住民との対話を基本とする計画決定プロセスを遵守していれば、計画決定は何時になるか予想できないし、話し合いは終わりなき紛糾の泥沼に陥る恐れが十分にあった」、第二に「行政側が早期事業決定をめざしたのは、早期着工→早期復興による生活再建・経済復興を意図したから」、第三として「被災市にとって絶対に復興事業の放棄・中断は許されない」という一種の強迫観念にも似た使命感」があり、「事業するかしないかのオール・オア・ナッシングの選択しかなかった」、第四に「被災都市自治体が権限なき復興事業体という不安定な行政体であり、「被災自治体には選択の自由はなかつた」という同情すべき内部事情があつた」としている。

この高寄氏の意見に対しても、神戸大工学部助教授の塩崎賢明氏は以下のよくなうな反論を行っている。

第一に、「話し合いを続けていけば、決定が何時になるか予想できないという点は、……はじめから、話し合いというものを放棄している姿勢であり、今後もう論理に導く。」「あの当時行政が真剣に訴えれば、住民は相当程度理解を示したと……考える。」「住民運動の交流集会で尼崎築地の経験を知った森南地区住民から、おもわず羨望と嘆息の声が聞かれたという。」と述べている。

第二には、「『時間との競争』や『復興事業の中止はできない』といった論点は、結局その中身の問題である。……その中身が住民に知られず、理解されないままで、この論理は通用しない」と主張している。

第三として「市町村に権限がなく、国の指導で計画決定が強行されたというのは、まさに事態の本質部分を露にしてしまった。國の指導に従う「以外に予算確保の道がない……」とが最も強い理由と思われる。しかし……地域に必要な計画……でないところでは、予算確保そのものにも意味がないのである。」と述べている。

この塩崎氏の主張はまことに説得力があり、三月一七日都市計画決定擁護論者がこれを越える説得力のある反論を行うこととは難しいであろう。さらにつけ加えれば、先の溜水副知事の自治体主導論を正しいものとすれば、自治体の責任は一層大きいものがあると言えるだろう。

都市事業計画と住民運動無力論

芦屋中央地区では、くだんの三月一七日に、住民の強い反対にもかかわらず、土地区画整理事業の都市計画決定がなされた。そしてこの芦屋中央地区のまちづくり協議会の結成は、早い段階で、芦屋市の強い働きかけにより、震災前から再開発を望んでいた地元商店街の人達を主要なメンバーに、不動産業者をその中心として、大多数の住民は参加できない情況で、実行された。この行政主導のまちづくり協議会の運営は、住民の声を聞くうとする姿勢の乏しいものであった。住民の強い要望にもかかわらず、一年以上、まちづくり協議会の総会は開催されなかつた。役員のなかでたらい回し人事を行い、行政の方針にぴったりと沿つた、ほとんど幹線道路建設のみの方針に忠実に従つた運営を進めてきたし、現在協議会の顧問として関わっている弁護士の坂和章平氏は、区画整理に反対する住民の運動団体などに対し、以下のような

理由で行政に抗することの無用さを説いている。

第一は「都市計画決定に反対であれば訴訟しかなく」、「地元が反対すれば都市計画決定や事業計画の変更は可能」などと無責任に『住民の会』の反対論を支援する（煽る）一部学者・コンサルタントを批判するという住民運動無力論である。

第二は「行政と住民との『消耗戦』」の原因の多くは、都市計画決定のシステム自体の不十分さにあるといわざるをえません。」という技術主義的な三月一七日都市計画決定擁護論である。

第三は「政府・官僚のみならず国民自身」が「本当に痛みを分け合いながら……『改革』を実行することはきわめて難しい。」という、強大な権力を持つた政府・官僚と、強権を押しつけられる国民や住民の共同責任論である。

第四は「行政案は……急がなければならぬ」という至上命題の下、徹夜しながらつくったプランで」あり「行政がやろうと住民が自分の手でやろうと同じこと」という、一種の行政免罪論である。

第五として鎌田慧氏がプレイボーイ誌に連載した都市計画コンサルタントの「シマ分け」「復興山分けプラン」の批判は、専門家集団の総力をあげての復興まちづくりプラン策定への協力とどらえる

べきであるとする、行政に協力する都市計画コンサルタント免罪論である。

住民の運動で都市計画事業や制度の内容は改善された

坂和氏のこの見解に対し、簡単に考察を加えてみたい。

第一に、住民による都市計画決定変更を要求する運動は無用・無力である、とする氏の意見は、現実のさまざまな状況と大きく乖離していることを指摘しておきたい。これは、計画決定の一阶段方式における知事や神戸市長の計画変更是ありうるとの意思表示と、はつきりと矛盾している。現実にも、森南地区では、住民の強い反対運動で三月一七日の都市計画決定を変更している。この坂和氏の意見には、住民からは、行政の立場に立て、住民の意見・運動を押さえ込むための、ためにする意見であると強い批判の意見が出されている。

第二に、都市計画決定のシステムの不十分さのみに、三月一七日の都市計画決定の罪をなすりつけることはできないということである。確かに住民側から見れば現在の都市計画法は多くの欠陥を持っていることは間違いない。しかし、不十分ながら縦覧などの住民が参加する制度も存在しているのである。ところが、今

回の都市計画決定では前にも述べた通り、実質的にこのような制度を無視して、都市計画決定が強行された。システム上の問題は確かにあるが、今回の場合はむしろ、住民の切実な要望を無視しないフル整備を強行しようという、国・自治体をひっくりめた行政の、硬直的・非民主的姿勢に大きな責めが帰さるべきであると考える。

第三は、共同責任論を主張しながら、国民・住民にのみ「痛み」を押しつけ、逆に政府・官僚については国民と同列におくことにより免罪しようという論である。現実に、被災地で多くの人が大きい災厄を受けている状況の下で、そのような人達にさらに「痛み」を押しつけようとする姿勢は非常に問題が多いといわざるえない。

第四は、行政がつくっても住民がつくても出でくる都市計画案は同じ、とする理論的には不可解な行政免罪論の問題である。区画整理では、居住環境を守りながらまちづくりを行おうとする住民の案と、幹線道路を通すことを主要な目的とする行政の案とでは、自ずからその内容が大きく異なるのは明白である。森南

地区では当初の行政案を住民の要求で大きく改変させ、幅の広い幹線道路を計画から取り除いた、住民案に近い案に変更決定している。西宮市森南地区でも、行

政案の広幅員道路の幅をせばめさせるなど、住民の要求するまちづくり案に近づけさせた。このような例を見ても、行政の案と住民の案との間には大きな隔たりがあることは明らかであって、坂和氏の主張は、住民は抵抗せずに行政の案を受け入れよという、行政の立場に立つての住民にあきらめを勧める誘導的意見どちらにせよ、論理上の大きな矛盾が存在するように思われる。されど仕方がないよう、論理上の大きな矛盾が存在するように思われる。さらにつけてみると、今回の区画整理では、住民の運動によって制度の適用基準や補助基準などが大幅に緩和・改善された。例えば、これまで建設費補助の出る道路幅員は一二mまでであったが、震災後は六mまで引き下げられている。これは、単に個々の都市計画・事業計画のみならず、制度の内容そのものでさえ、住民の運動で変えさせることができるという実際的な例証であると言えよう。

行政に恣意的に利用されたまちづくり協議会やコンサルタントの在り方は今後の検討課題

第五に、都市計画コンサルタントの問題について若干の検討を加えてみたい。坂和氏が述べている、鎌田慧氏の神戸市の都市計画コンサルタントの仕事山分け

論について考える。私自身は、鎌田氏の意見とは異なり、当初、コンサルタントの多くは必ずしも仕事の山分けのために集まつたのではなく、被災地の救援のために純粹にボランティア的に参加した者が大多数であったと考える。ただし、なかには名譽欲と金儲けのために動いたコンサルタントはいたかもしれないが。

しかし、神戸市行政当局は当初から都市計画事業の遂行のための行政の先兵としてのコンサルタント利用を、もくろんでいたようである。当初から数億円のコンサルタントフィーを示して、コンサルタントの取りまとめを、主要なコンサルタントに依頼していたというわざがあつた。また重要な問題では市民の側に立つおそれがある専門家には一切コンサルタントのグループへの参加呼びかけがなかつたことを見ても、鎌田氏のいうコンサルタントの結集は、純粹にボランティア的に自主的に集まつたのではなく、行政（特に都市計画部局）の意図に基づいて集められたものと思われる。そしてこれらの都市計画コンサルタントは、本人の主観的意図は別として、行政の意図どおり都市計画事業を遂行するために、まちづくり協議会を誘導し、行政が作った案を、まちづくり協議会の案として再提案させる役割を負っているところが多い。

現在、これらの都市計画コンサルタントの多くは、失業の危機に瀕している。多くの土地区画整理事業区域が、区画整理審議会を選出する段階まで達ってきていたため、まちづくり協議会とコンサルタントはお払い箱というのが都市計画部局のスタンスであるようだ。本来、住民の復興を第一義に考える立場であれば、住宅づくりなどがこれからということでも、まちづくり協議会やまちづくりコンサルタントの役割はこれからます大きくなるはずであるが、都市計画部局は区画整理事業の住民対応の重要な部分が終わつたということで、そのような方針を取ろうとしているようだ。聞くところによると、区画整理地区の多くでまちづくり協議会が行政からなおざりにされつたり、そこに入つていたコンサルタントの約半数が、行政からの委託をはずされつてあるかはざされているという。こうしたことを見れば、行政の意図は明らかであつて、まちづくり協議会を住民本位のまちづくりのために導入したのではなく、区画整理などインフラ整備を中心とする都市計画事業を、住民の抵抗が少なく進行させるため、住民の抵抗が多いと予想される最初の段階だけ利用したものと行政の姿勢を転換させる必要がある。

いが、被災者に対する適切な支援は他人と言えよう。神戸市に限らず阪神間でも、震災後、行政によりかなり恣意的につくられ運営されてきたようである。もちろん多数の住民の利益を守る立場で民衆的に活動しているまちづくり協議会も存在している。しかし、多くのまちづくり協議会は、大多数の住民が実質的に不在の状況で、数少ない役員が、行政やコンサルタントにリードされ、地域に早期に戻りたいという住民の要求は横において、行政の意図どおりに都市計画事業を推進するという役割を果たしているよう見える。

- (1) 塩崎賢明「神戸の復興を求めて」（神戸大学震災研究会編、神戸新聞総合出版センター、一九九七年五月）。
- (2) 分譲対象の新設床の面積が過大であること。商業床では、床面積が大きすぎ、店舗がすべて埋まるか疑わしい。住宅用の床も、需要に適合しない高価格が予想されるため、その多くが空き家となるおそれがあり、需要が乏しい。
- (3) 一九九七年二月二二日朝刊向ヶ丘・兵庫県発表資料。
- (4) 朝日新聞一九九七年七月一八日夕刊。
- (5) しんぶん赤旗一九九七年七月二十四日主張。
- (6) 土木計画シンポジウム「阪神・淡路大震災に学ぶ」一九九七年九月土木学会主催での発言。
- (7) 高寄昇三「阪神大震災と自治体の対応」（学陽書房、一九九六年二月）。
- (8) 塩崎賢明「生活再建への課題」（兵庫県震災復興研究センター、一九九六年五月）。
- (9) 坂和章平『岐路に立つ芦屋中央地区』（一九九七年七月）。

建築家／京都府立大学助教授
(たけやま・きよあき)